

# 経営管理実施権配分計画

## 1 個別事項

整理番号	配R3-1	経営管理実施権の設定を受ける者(丙)							(氏名又は名称) 利根沼田森林組合 代表理事組合長 外山 京太郎			(住所又は所在地) 群馬県利根郡川場村大字谷地2054-4		
		経営管理実施権を設定する市町村(乙)							(名称) 沼田市長 横山 公一			(所在地) 群馬県沼田市下之町888		
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)										経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間(終期)(B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	丙がAの森林所有者(甲)にDを支払うべき時期、相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積㎡	現況樹種	現況林齢						
1	沼田市下発知町字西ノ入	516番	43	36	山林	376	スギ	58	2022. 4. 1	2036. 2. 20	<p>(1. 森林の経営) ○ 丙は、存続期間中に利用間伐(間伐及び間伐により生じた木材の販売)を1回実施するものとする。</p> <p>○ 丙は、存続期間中に2回目の利用間伐を実施することができる。ただし、事前にその旨を乙へ相談することとする。</p> <p>○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>(2. 森林の管理) ○ 丙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡視を行う。</p>	<p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額及び補助金額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費等として乙が算定した額を控除した額とし、経営管理実施権の設定を受けるに当たって丙が乙に提示した見積額を下回った場合は、見積額とする。</p> <p>(2. 木材の販売収益の額の算定方法) ○ 利用間伐に係る木材の販売収益は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>(3. 伐採等に要する経費の算定方法) ○ 乙が算定する利用間伐に係る経費については、経営管理実施権の設定を受けるに当たって丙が乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権の設定を受けるに当たって丙が乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p>	<p>&lt;時期&gt; ○ 丙から甲に対するDの支払について、間伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。</p> <p>&lt;相手方及び方法&gt; ○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座</p>	
2	沼田市下発知町字西ノ入	517番	43	34	山林	135	マツ(スギ)	58	同上	同上				
3	沼田市下発知町字西ノ入	518番	43	34	山林	647	マツ(スギ)	58	同上	同上				
4	沼田市下発知町字西ノ入	521番	43	33	山林	310	スギ	48	同上	同上				
5	沼田市下発知町字西ノ入	522番	43	32	山林	879	スギ	61	同上	同上				
6	沼田市下発知町字西ノ入	523番	43	37	山林	274	スギ	60	同上	同上				
7	沼田市下発知町字西ノ入	526番	43	31	山林	938	スギ	60	同上	同上				
8	沼田市下発知町字西ノ入	534番	43	46	山林	459	スギ	70	同上	同上				
9	沼田市下発知町字西ノ入	535番	43	30	山林	482	スギ	63	同上	同上				
10	沼田市下発知町字西ノ入	549番	43	30	山林	208	スギ	63	同上	同上				
11	沼田市下発知町字西ノ入	551番	43	29	山林	628	スギ	70	同上	同上				
12	沼田市下発知町字西ノ入	552番	43	18	山林	2,198	マツ(スギ)	62	同上	同上				
13	沼田市下発知町字西ノ入	553番	43	19	山林	1,890	スギ	62	同上	同上				
14	沼田市下発知町字西ノ入	554番	43	21	山林	304	スギ	62	同上	同上				
15	沼田市下発知町字西ノ入	558番	43	17	山林	697	スギ	63	同上	同上				

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									Aの森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 m <sup>2</sup>	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	
1	沼田市下発知町字西ノ入	516番	43	36	山林	376	スギ	58			集R2-1
2	沼田市下発知町字西ノ入	517番	43	34	山林	135	マツ (スギ)	58			同上
3	沼田市下発知町字西ノ入	518番	43	34	山林	647	マツ (スギ)	58			同上
4	沼田市下発知町字西ノ入	521番	43	33	山林	310	スギ	48			同上
5	沼田市下発知町字西ノ入	522番	43	32	山林	879	スギ	61			同上
6	沼田市下発知町字西ノ入	523番	43	37	山林	274	スギ	60			同上
7	沼田市下発知町字西ノ入	526番	43	31	山林	938	スギ	60			同上
8	沼田市下発知町字西ノ入	534番	43	46	山林	459	スギ	70			同上
9	沼田市下発知町字西ノ入	535番	43	30	山林	482	スギ	63			同上
10	沼田市下発知町字西ノ入	549番	43	30	山林	208	スギ	63			同上
11	沼田市下発知町字西ノ入	551番	43	29	山林	628	スギ	70			同上
12	沼田市下発知町字西ノ入	552番	43	18	山林	2,198	マツ (スギ)	62			同上
13	沼田市下発知町字西ノ入	553番	43	19	山林	1,890	スギ	62			同上
14	沼田市下発知町字西ノ入	554番	43	21	山林	304	スギ	62			同上
15	沼田市下発知町字西ノ入	558番	43	17	山林	697	スギ	63			同上

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)									経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	丙がAの森林所有者(甲)にDを支払うべき時期、相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 m <sup>2</sup>	現況樹種	現況林齢					
16	沼田市下発知町字西ノ入	568番	43	17	山林	4,495	スギ	63	2022.4.1	2036.2.20	<p>(1. 森林の経営)</p> <p>○ 丙は、存続期間中に利用間伐(間伐及び間伐により生じた木材の販売)を1回実施するものとする。</p> <p>○ 丙は、存続期間中に2回目の利用間伐を実施することができる。ただし、事前にその旨を乙へ相談することとする。</p> <p>○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>(2. 森林の管理)</p> <p>○ 丙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡視を行う。</p>	<p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額及び補助金額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費等として乙が算定した額を控除した額とし、経営管理実施権の設定を受けるに当たって丙が乙に提示した見積額を下回った場合は、見積額とする。</p> <p>(2. 木材の販売収益の額の算定方法)</p> <p>○ 利用間伐に係る木材の販売収益は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>(3. 伐採等に要する経費の算定方法)</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐に係る経費については、経営管理実施権の設定を受けるに当たって丙が乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権の設定を受けるに当たって丙が乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p>	<p>&lt;時期&gt;</p> <p>○ 丙から甲に対するDの支払について、間伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。</p> <p>&lt;相手方及び方法&gt;</p> <p>○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座</p>
17	沼田市下発知町字西ノ入	508番	43	64	山林	2,072	スギ	68	同上	同上			
18	沼田市下発知町字西ノ入	511番	43	60	山林	9,153	スギ	59	同上	同上			
19			43	61-1			スギ	60	同上	同上			
20			43	61-2			ヒノキ	24	同上	同上			
21			43	62			スギ	68	同上	同上			
22	沼田市下発知町字西ノ入	527番	43	43	山林	1,477	スギ	62	同上	同上			
23	沼田市下発知町字西ノ入	531番	43	44	山林	985	スギ	60	同上	同上			
24	沼田市下発知町字西ノ入	532番	43	44	山林	4,009	スギ	60	同上	同上			
25	沼田市下発知町字西ノ入	533番	43	44	山林	1,533	スギ	60	同上	同上			
26	沼田市下発知町字西ノ入	537番	43	28	山林	2,310	スギ	58	同上	同上			
27			43	44			スギ	60	同上	同上			
28			43	46			スギ	70	同上	同上			
29	沼田市下発知町字西ノ入	538番	43	44	山林	2,363	スギ	60	同上	同上			
30			43	46			スギ	70	同上	同上			

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									Aの森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 m <sup>2</sup>	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	
16	沼田市下発知町字西ノ入	568番	43	17	山林	4,495	スギ	63		集R2-1	
17	沼田市下発知町字西ノ入	508番	43	64	山林	2,072	スギ	68		集R2-2	
18	沼田市下発知町字西ノ入	511番	43	60	山林	9,153	スギ	59		同上	
19			43	61-1			スギ	60		同上	
20			43	61-2			ヒノキ	24		同上	
21			43	62			スギ	68		同上	
22	沼田市下発知町字西ノ入	527番	43	43	山林	1,477	スギ	62		同上	
23	沼田市下発知町字西ノ入	531番	43	44	山林	985	スギ	60		同上	
24	沼田市下発知町字西ノ入	532番	43	44	山林	4,009	スギ	60		同上	
25	沼田市下発知町字西ノ入	533番	43	44	山林	1,533	スギ	60		同上	
26	沼田市下発知町字西ノ入	537番	43	28	山林	2,310	スギ	58		同上	
27			43	44			スギ	60		同上	
28			43	46			スギ	70		同上	
29	沼田市下発知町字西ノ入	538番	43	44	山林	2,363	スギ	60		同上	
30			43	46			スギ	70		同上	

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)									経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	丙がAの森林所有者(甲)にDを支払うべき時期、相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 m <sup>2</sup>	現況樹種	現況林齢					
31	沼田市下発知町字西ノ入	539番	43	44	山林	3,064	スギ	60	2022. 4. 1	2036. 2. 20	<p>(1. 森林の経営)</p> <p>○ 丙は、存続期間中に利用間伐 (間伐及び間伐により生じた木材の販売) を1回実施するものとする。</p> <p>○ 丙は、存続期間中に2回目の利用間伐を実施することができる。ただし、事前にその旨を乙へ相談することとする。</p> <p>○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>(2. 森林の管理)</p> <p>○ 丙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡視を行う。</p> <p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額及び補助金額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費等として乙が算定した額を控除した額とし、経営管理実施権の設定を受けるに当たって丙が乙に提示した見積額を下回った場合は、見積額とする。</p> <p>(2. 木材の販売収益の額の算定方法)</p> <p>○ 利用間伐に係る木材の販売収益は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>(3. 伐採等に要する経費の算定方法)</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐に係る経費については、経営管理実施権の設定を受けるに当たって丙が乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権の設定を受けるに当たって丙が乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p>	<p>&lt;時期&gt;</p> <p>○ 丙から甲に対するDの支払について、間伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。</p> <p>&lt;相手方及び方法&gt;</p> <p>○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座</p>	
32	沼田市下発知町字湯ノ上入	415番	43	57	山林	396	スギ	69	同上	同上			
33	沼田市下発知町字湯ノ上入	402番	43	87	山林	142	マツ (スギ)	49	同上	同上			
34	沼田市下発知町字湯ノ上入	403番	43	85	山林	770	スギ	65	同上	同上			
35	沼田市下発知町字西ノ入	504番	43	67	山林	2,003	その他広 (スギ)	71	同上	同上			
36	沼田市下発知町字宮ノ前	474番	43	72	山林	624	その他広 (スギ)	71	同上	同上			
37	沼田市下発知町字西ノ入	543番	43	48	山林	5,530	スギ	65	同上	同上			
38			43	49			スギ	59	同上	同上			
39	沼田市下発知町字西ノ入	550番	43	28	山林	1,080	スギ	58	同上	同上			
40	沼田市下発知町字湯ノ上入	406番	43	52	山林	1,219	その他広 (スギ)	68	同上	同上			
41	沼田市下発知町字湯ノ上入	425番丙	43	81	山林	846	スギ	48	同上	同上			
42	沼田市下発知町字西ノ入	513番	43	38-1	山林	148	スギ	58	同上	同上			
43	沼田市下発知町字西ノ入	514番	43	38-1	山林	284	スギ	58	同上	同上			
44	沼田市下発知町字西ノ入	515番	43	36	山林	409	スギ	58	同上	同上			
45	沼田市下発知町字西ノ入	577番	43	38-2	山林	876	スギ	60	同上	同上			

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									Aの森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 m <sup>2</sup>	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	
31	沼田市下発知町字西ノ入	539番	43	44	山林	3,064	スギ	60			集R2-2
32	沼田市下発知町字湯ノ上入	415番	43	57	山林	396	スギ	69			集R2-3
33	沼田市下発知町字湯ノ上入	402番	43	87	山林	142	マツ (スギ)	49			集R2-4
34	沼田市下発知町字湯ノ上入	403番	43	85	山林	770	スギ	65			同上
35	沼田市下発知町字西ノ入	504番	43	67	山林	2,003	その他広 (スギ)	71			集R2-6
36	沼田市下発知町字宮ノ前	474番	43	72	山林	624	その他広 (スギ)	71			集R2-8
37	沼田市下発知町字西ノ入	543番	43	48	山林	5,530	スギ	65			同上
38			43	49			スギ	59	同上		
39	沼田市下発知町字西ノ入	550番	43	28	山林	1,080	スギ	58			同上
40	沼田市下発知町字湯ノ上入	406番	43	52	山林	1,219	その他広 (スギ)	68			集R2-9
41	沼田市下発知町字湯ノ上入	425番丙	43	81	山林	846	スギ	48			同上
42	沼田市下発知町字西ノ入	513番	43	38-1	山林	148	スギ	58			同上
43	沼田市下発知町字西ノ入	514番	43	38-1	山林	284	スギ	58			同上
44	沼田市下発知町字西ノ入	515番	43	36	山林	409	スギ	58			同上
45	沼田市下発知町字西ノ入	577番	43	38-2	山林	876	スギ	60			集R2-10

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)									経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	丙がAの森林所有者(甲)にDを支払うべき時期、相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 m <sup>2</sup>	現況樹種	現況林齢					
46	沼田市下発知町字西ノ入	519番	43	36	山林	357	スギ	58	2022. 4. 1	2036. 2. 20	<p>(1. 森林の経営)</p> <p>○ 丙は、存続期間中に利用間伐 (間伐及び間伐により生じた木材の販売) を1回実施するものとする。</p> <p>○ 丙は、存続期間中に2回目の利用間伐を実施することができる。ただし、事前にその旨を乙へ相談することとする。</p> <p>○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>(2. 森林の管理)</p> <p>○ 丙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡視を行う。</p>	<p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額及び補助金額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費等として乙が算定した額を控除した額とし、経営管理実施権の設定を受けるに当たって丙が乙に提示した見積額を下回った場合は、見積額とする。</p> <p>(2. 木材の販売収益の額の算定方法)</p> <p>○ 利用間伐に係る木材の販売収益は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>(3. 伐採等に要する経費の算定方法)</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐に係る経費については、経営管理実施権の設定を受けるに当たって丙が乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権の設定を受けるに当たって丙が乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p>	<p>&lt;時期&gt;</p> <p>○ 丙から甲に対するDの支払について、間伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。</p> <p>&lt;相手方及び方法&gt;</p> <p>○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座</p>
47	沼田市下発知町字西ノ入	529番	43	40	山林	128	スギ	73	同上	同上			
48	沼田市下発知町字西ノ入	530番	43	41-1	山林	2,357	スギ	58	同上	同上			
49			43	41-2			マツ (スギ)	58	同上	同上			
50			43	42			スギ	88	同上	同上			
51	沼田市下発知町字西ノ入	甲492番	43	69	原野	690	スギ	60	同上	同上			
52	沼田市下発知町字西ノ入	乙492番	43	71	山林	310	その他広 (スギ)	45	同上	同上			
53	沼田市下発知町字西ノ入	乙501番	43	69	畑	409	スギ	60	同上	同上			
54	沼田市下発知町字湯ノ上入	399番2	43	85	山林	608	スギ	65	同上	同上			
55	沼田市下発知町字湯ノ上入	399番甲	43	85	原野	201	スギ	65	同上	同上			
56	沼田市下発知町字湯ノ上入	409番	43	55	山林	786	スギ	69	同上	同上			
57	沼田市下発知町字西ノ入	502番	43	69	山林	2,142	スギ	60	同上	同上			
58			43	70			その他広 (マツ)	60	同上	同上			
59	沼田市下発知町字西ノ入	503番	43	69	山林	1,024	スギ	60	同上	同上			
60			43	70			その他広 (マツ)	60	同上	同上			

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									Aの森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 m <sup>2</sup>	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	
46	沼田市下発知町字西ノ入	519番	43	36	山林	357	スギ	58			集R2-11
47	沼田市下発知町字西ノ入	529番	43	40	山林	128	スギ	73			同上
48	沼田市下発知町字西ノ入	530番	43	41-1	山林	2,357	スギ	58			同上
49			43	41-2			マツ (スギ)	58			同上
50			43	42			スギ	88			同上
51	沼田市下発知町字西ノ入	甲492番	43	69	原野	690	スギ	60			集R2-14
52	沼田市下発知町字西ノ入	乙492番	43	71	山林	310	その他広 (スギ)	45			同上
53	沼田市下発知町字西ノ入	乙501番	43	69	畑	409	スギ	60			同上
54	沼田市下発知町字湯ノ上入	399番2	43	85	山林	608	スギ	65			集R2-15
55	沼田市下発知町字湯ノ上入	399番甲	43	85	原野	201	スギ	65			同上
56	沼田市下発知町字湯ノ上入	409番	43	55	山林	786	スギ	69			同上
57	沼田市下発知町字西ノ入	502番	43	69	山林	2,142	スギ	60			集R2-18
58			43	70			その他広 (マツ)	60			同上
59	沼田市下発知町字西ノ入	503番	43	69	山林	1,024	スギ	60			同上
60			43	70			その他広 (マツ)	60	同上		



丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)									経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	丙がAの森林所有者(甲)にDを支払うべき時期、相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 m <sup>2</sup>	現況樹種	現況林齢					
61	沼田市下発知町字西ノ入	505番	43	66	山林	872	スギ	55	2022. 4. 1	2036. 2. 20	<p>(1. 森林の経営)</p> <p>○ 丙は、存続期間中に利用間伐 (間伐及び間伐により生じた木材の販売) を1回実施するものとする。</p> <p>○ 丙は、存続期間中に2回目の利用間伐を実施することができる。ただし、事前にその旨を乙へ相談することとする。</p> <p>○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>(2. 森林の管理)</p> <p>○ 丙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡視を行う。</p>	<p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額及び補助金額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費等として乙が算定した額を控除した額とし、経営管理実施権の設定を受けるに当たって丙が乙に提示した見積額を下回った場合は、見積額とする。</p> <p>(2. 木材の販売収益の額の算定方法)</p> <p>○ 利用間伐に係る木材の販売収益は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>(3. 伐採等に要する経費の算定方法)</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐に係る経費については、経営管理実施権の設定を受けるに当たって丙が乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権の設定を受けるに当たって丙が乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p>	<p>&lt;時期&gt;</p> <p>○ 丙から甲に対するDの支払について、間伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。</p> <p>&lt;相手方及び方法&gt;</p> <p>○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座</p>
62			43	68			スギ	48	同上	同上			
63	沼田市下発知町字西ノ入	559番1	43	13	山林	204	スギ	68	同上	同上			
64	沼田市下発知町字西ノ入	559番2	43	12	山林	1, 173	スギ	68	同上	同上			
65	沼田市下発知町字西ノ入	560番	43	9	山林	935	その他広(スギ)	60	同上	同上			
66			43	10			スギ	48	同上	同上			
67			43	11			スギ	65	同上	同上			
68			43	13			スギ	68	同上	同上			
69	沼田市下発知町字西ノ入	497番	43	69	畑	680	スギ	60	同上	同上			
70	沼田市下発知町字湯ノ上入	395番	43	84	山林	1, 322	スギ	68	同上	同上			
71	沼田市下発知町字湯ノ上入	407番	43	53	山林	796	スギ	59	同上	同上			
72	沼田市下発知町字湯ノ上入	408番	43	54	山林	294	スギ	68	同上	同上			
73	沼田市下発知町字西ノ入	510番	43	57	山林	1, 761	スギ	69	同上	同上			
74			43	59			スギ	68	同上	同上			
75	沼田市下発知町字西ノ入	546番	43	27	山林	1, 223	スギ	64	同上	同上			

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									Aの森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 m <sup>2</sup>	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	
61	沼田市下発知町字西ノ入	505番	43	66	山林	872	スギ	55			集R2-18
62			43	68			スギ	48			同上
63	沼田市下発知町字西ノ入	559番1	43	13	山林	204	スギ	68			同上
64	沼田市下発知町字西ノ入	559番2	43	12	山林	1,173	スギ	68			同上
65	沼田市下発知町字西ノ入	560番	43	9	山林	935	その他広 (スギ)	60			同上
66			43	10			スギ	48			同上
67			43	11			スギ	65			同上
68			43	13			スギ	68			同上
69	沼田市下発知町字西ノ入	497番	43	69	畑	680	スギ	60			集R2-19
70	沼田市下発知町字湯ノ上入	395番	43	84	山林	1,322	スギ	68			集R2-20
71	沼田市下発知町字湯ノ上入	407番	43	53	山林	796	スギ	59			同上
72	沼田市下発知町字湯ノ上入	408番	43	54	山林	294	スギ	68			同上
73	沼田市下発知町字西ノ入	510番	43	57	山林	1,761	スギ	69			集R2-21
74			43	59			スギ	68			同上
75	沼田市下発知町字西ノ入	546番	43	27	山林	1,223	スギ	64			同上

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)									経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	丙がAの森林所有者(甲)にDを支払うべき時期、相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 m <sup>2</sup>	現況樹種	現況林齢					
76	沼田市下発知町字西ノ入	548番	43	28	山林	1,781	スギ	58	2022. 4. 1	2036. 2. 20	<p>(1. 森林の経営)</p> <p>○ 丙は、存続期間中に利用間伐 (間伐及び間伐により生じた木材の販売) を1回実施するものとする。</p> <p>○ 丙は、存続期間中に2回目の利用間伐を実施することができる。ただし、事前にその旨を乙へ相談することとする。</p> <p>○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>(2. 森林の管理)</p> <p>○ 丙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡視を行う。</p>	<p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額及び補助金額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費等として乙が算定した額を控除した額とし、経営管理実施権の設定を受けるに当たって丙が乙に提示した見積額を下回った場合は、見積額とする。</p> <p>(2. 木材の販売収益の額の算定方法)</p> <p>○ 利用間伐に係る木材の販売収益は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>(3. 伐採等に要する経費の算定方法)</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐に係る経費については、経営管理実施権の設定を受けるに当たって丙が乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権の設定を受けるに当たって丙が乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p>	<p>&lt;時期&gt;</p> <p>○ 丙から甲に対するDの支払について、間伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。</p> <p>&lt;相手方及び方法&gt;</p> <p>○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座</p>
77			43	19			スギ	62	同上	同上			
78	沼田市下発知町字西ノ入	555番	43	20-1	山林	1,444	スギ	63	同上	同上			
79			43	20-2			スギ	45	同上	同上			
80	沼田市下発知町字西ノ入	556番	43	19	山林	158	スギ	62	同上	同上			
81	沼田市下発知町字西ノ入	557番	43	19	山林	257	スギ	62	同上	同上			
82	沼田市下発知町字湯ノ上入	甲418番	43	80	原野	826	スギ	62	同上	同上			
83	沼田市下発知町字湯ノ上入	418番2	43	80	山林	254	スギ	62	同上	同上			
84	沼田市下発知町字湯ノ上入	418番3	43	80	山林	667	スギ	62	同上	同上			
85	沼田市下発知町字湯ノ上入	419番	43	79	山林	2,657	スギ	40	同上	同上			
86	沼田市下発知町字湯ノ上入	420番	43	79	山林	413	スギ	40	同上	同上			
87	沼田市下発知町字湯ノ上入	421番	43	78-1	山林	4,456	その他広(スギ)	45	同上	同上			
88	沼田市下発知町字湯ノ上入	423番	43	78-1	原野	955	その他広(スギ)	45	同上	同上			
89	沼田市下発知町字湯ノ上入	424番	43	79	山林	145	スギ	40	同上	同上			
90	沼田市下発知町字湯ノ上入	425番1	43	80	山林	806	スギ	62	同上	同上			

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									Aの森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 m <sup>2</sup>	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	
76	沼田市下発知町字西ノ入	548番	43	28	山林	1,781	スギ	58			集R2-21
77	沼田市下発知町字西ノ入	555番	43	19	山林	1,444	スギ	62			同上
78			43	20-1			スギ	63			同上
79			43	20-2			スギ	45			同上
80			沼田市下発知町字西ノ入	556番			43	19			山林
81	沼田市下発知町字西ノ入	557番	43	19	山林	257	スギ	62			同上
82	沼田市下発知町字湯ノ上入	甲418番	43	80	原野	826	スギ	62			集R2-23
83	沼田市下発知町字湯ノ上入	418番2	43	80	山林	254	スギ	62			同上
84	沼田市下発知町字湯ノ上入	418番3	43	80	山林	667	スギ	62			同上
85	沼田市下発知町字湯ノ上入	419番	43	79	山林	2,657	スギ	40			同上
86	沼田市下発知町字湯ノ上入	420番	43	79	山林	413	スギ	40			同上
87	沼田市下発知町字湯ノ上入	421番	43	78-1	山林	4,456	その他広 (スギ)	45			同上
88	沼田市下発知町字湯ノ上入	423番	43	78-1	原野	955	その他広 (スギ)	45			同上
89	沼田市下発知町字湯ノ上入	424番	43	79	山林	145	スギ	40			同上
90	沼田市下発知町字湯ノ上入	425番1	43	80	山林	806	スギ	62			同上

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)									経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	丙がAの森林所有者(甲)にDを支払うべき時期、相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 m <sup>2</sup>	現況樹種	現況林齢					
91	沼田市下発知町字湯ノ上入	425番乙	43	81	原野	2,786	スギ	48	2022. 4. 1	2036. 2. 20	<p>(1. 森林の経営)</p> <p>○ 丙は、存続期間中に利用間伐 (間伐及び間伐により生じた木材の販売) を1回実施するものとする。</p> <p>○ 丙は、存続期間中に2回目の利用間伐を実施することができる。ただし、事前にその旨を乙へ相談することとする。</p> <p>○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>(2. 森林の管理)</p> <p>○ 丙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡視を行う。</p> <p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額及び補助金額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費等として乙が算定した額を控除した額とし、経営管理実施権の設定を受けるに当たって丙が乙に提示した見積額を下回った場合は、見積額とする。</p> <p>(2. 木材の販売収益の額の算定方法)</p> <p>○ 利用間伐に係る木材の販売収益は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>(3. 伐採等に要する経費の算定方法)</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐に係る経費については、経営管理実施権の設定を受けるに当たって丙が乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権の設定を受けるに当たって丙が乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p>	<p>&lt;時期&gt;</p> <p>○ 丙から甲に対するDの支払について、間伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。</p> <p>&lt;相手方及び方法&gt;</p> <p>○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座</p>	
92	沼田市下発知町字湯ノ上入	426番	43	80	山林	330	スギ	62	同上	同上			
93	沼田市下発知町字西ノ入	499番1	43	61-2	畑	1,004	ヒノキ	24	同上	同上			
94	沼田市下発知町字西ノ入	528番	43	37	山林	1,801	スギ	60	同上	同上			
95	沼田市下発知町字西ノ入	545番2	43	26	山林	618	スギ	70	同上	同上			
96	沼田市下発知町字西ノ入	520番	43	35	山林	661	スギ	58	同上	同上			
97	沼田市下発知町字西ノ入	524番	43	37	山林	591	スギ	60	同上	同上			
98	沼田市下発知町字西ノ入	525番	43	37	山林	621	スギ	60	同上	同上			
99	沼田市下発知町字西ノ入	567番	43	14	山林	214	スギ	68	同上	同上			
100	沼田市下発知町字湯ノ上入	414番	43	57	山林	3,990	スギ	69	同上	同上			
101	沼田市下発知町字西ノ入	536番	43	30	山林	314	スギ	63	同上	同上			
102			43	23-1			スギ	45	同上	同上			
103	沼田市下発知町字西ノ入	甲544番	43	24	山林	14,859	その他広(スギ)	53	同上	同上			
104			43	25			その他広(スギ)	71	同上	同上			
105	沼田市下発知町字西ノ入	丙544番	43	23-1	雑種地	49	スギ	45	同上	同上			

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									Aの森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 m <sup>2</sup>	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	
91	沼田市下発知町字湯ノ上入	425番乙	43	81	原野	2,786	スギ	48			集R2-23
92	沼田市下発知町字湯ノ上入	426番	43	80	山林	330	スギ	62			同上
93	沼田市下発知町字西ノ入	499番1	43	61-2	畑	1,004	ヒノキ	24			同上
94	沼田市下発知町字西ノ入	528番	43	37	山林	1,801	スギ	60			集R2-24
95	沼田市下発知町字西ノ入	545番2	43	26	山林	618	スギ	70			同上
96	沼田市下発知町字西ノ入	520番	43	35	山林	661	スギ	58			集R2-25
97	沼田市下発知町字西ノ入	524番	43	37	山林	591	スギ	60			同上
98	沼田市下発知町字西ノ入	525番	43	37	山林	621	スギ	60			同上
99	沼田市下発知町字西ノ入	567番	43	14	山林	214	スギ	68			同上
100	沼田市下発知町字湯ノ上入	414番	43	57	山林	3,990	スギ	69			集R3-1
101	沼田市下発知町字西ノ入	536番	43	30	山林	314	スギ	63			同上
102			43	23-1			スギ	45			同上
103	沼田市下発知町字西ノ入	甲544番	43	24	山林	14,859	その他広 (スギ)	53			同上
104			43	25			その他広 (スギ)	71			同上
105	沼田市下発知町字西ノ入	丙544番	43	23-1	雑種地	49	スギ	45			同上

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)									経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	丙がAの森林所有者(甲)にDを支払うべき時期、相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 m <sup>2</sup>	現況樹種	現況林齢					
106	沼田市下発知町字湯ノ上	302番甲	43	145	山林	922	スギ	55	2022. 4. 1	2036. 2. 20	<p>(1. 森林の経営)</p> <p>○ 丙は、存続期間中に保育間伐または除伐を1回実施するものとする。</p> <p>○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>(2. 森林の管理)</p> <p>○ 丙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡視を行う。</p>		
107	沼田市下発知町字湯ノ上	乙302番	43	146	畑	254	スギ	48	同上	同上			
108	沼田市下発知町字湯ノ上	307番1	43	144	原野	239	マツ (スギ)	55	同上	同上			
109	沼田市下発知町字宮ノ入	309番1	43	142	山林	1,387	マツ (ヒノキ)	45	同上	同上			
110	沼田市下発知町字宮ノ入	310番	43	141-1	山林	1,623	ヒノキ	48	同上	同上			
111	沼田市下発知町字宮ノ入	311番	43	141-1	山林	2,168	ヒノキ	48	同上	同上			
112	沼田市下発知町字宮ノ入	343番	43	127	山林	1,914	スギ	58	同上	同上			
113	沼田市下発知町字宮ノ入	345番	43	126-2	山林	2,102	スギ	50	同上	同上			
114	沼田市下発知町字宮ノ入	347番	43	125	山林	5,788	マツ (スギ)	54	同上	同上			
115	沼田市下発知町字宮ノ入	354番	43	118	山林	790	その他広 (ヒノキ)	68	同上	同上			
116	沼田市下発知町字宮ノ入	355番	43	114	山林	5,523	ヒノキ	48	同上	同上			
117			43	116			ヒノキ	49	同上	同上			
118			43	117			ヒノキ	49	同上	同上			
119	沼田市下発知町字宮ノ入	357番	43	112	山林	1,276	ヒノキ	48	同上	同上			
120	沼田市下発知町字宮ノ入	330番甲	43	135	原野	1,279	スギ	54	同上	同上			

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)									Aの森林所有者 (甲)		備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 m <sup>2</sup>	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	
106	沼田市下発知町字湯ノ上	302番甲	43	145	山林	922	スギ	55			集R2-1
107	沼田市下発知町字湯ノ上	乙302番	43	146	畑	254	スギ	48			同上
108	沼田市下発知町字湯ノ上	307番1	43	144	原野	239	マツ (スギ)	55			同上
109	沼田市下発知町字宮ノ入	309番1	43	142	山林	1,387	マツ (ヒノキ)	45			同上
110	沼田市下発知町字宮ノ入	310番	43	141-1	山林	1,623	ヒノキ	48			同上
111	沼田市下発知町字宮ノ入	311番	43	141-1	山林	2,168	ヒノキ	48			同上
112	沼田市下発知町字宮ノ入	343番	43	127	山林	1,914	スギ	58			同上
113	沼田市下発知町字宮ノ入	345番	43	126-2	山林	2,102	スギ	50			同上
114	沼田市下発知町字宮ノ入	347番	43	125	山林	5,788	マツ (スギ)	54			同上
115	沼田市下発知町字宮ノ入	354番	43	118	山林	790	その他広 (ヒノキ)	68			同上
116			43	114			ヒノキ	48			同上
117	沼田市下発知町字宮ノ入	355番	43	116	山林	5,523	ヒノキ	49			同上
118			43	117			ヒノキ	49			同上
119	沼田市下発知町字宮ノ入	357番	43	112	山林	1,276	ヒノキ	48			同上
120	沼田市下発知町字宮ノ入	330番甲	43	135	原野	1,279	スギ	54			集R2-5



丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)									経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	丙がAの森林所有者(甲)にDを支払うべき時期、相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 m <sup>2</sup>	現況樹種	現況林齢					
121	沼田市下発知町字宮ノ入	339番	43	135	山林	1,087	スギ	54	2022. 4. 1	2036. 2. 20	<p>(1. 森林の経営)</p> <p>○ 丙は、存続期間中に保育間伐または除伐を1回実施するものとする。</p> <p>○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>(2. 森林の管理)</p> <p>○ 丙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡視を行う。</p>	7	
122	沼田市下発知町字宮ノ入	341番	43	128-1	山林	2,965	その他広(スギ)	52	同上	同上			
123	沼田市下発知町字宮ノ入	338番	43	132	畑	297	スギ	49	同上	同上			
124	沼田市下発知町字湯ノ上入	401番	43	87	山林	4,714	マツ(スギ・マツ)	49	同上	同上			
125	沼田市下発知町字宮ノ入	312番	43	141-1	山林	1,223	ヒノキ	48	同上	同上			

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									Aの森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 m <sup>2</sup>	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	
121	沼田市下発知町字 宮ノ入	339番	43	135	山林	1,087	スギ	54			集R2-13
122	沼田市下発知町字 宮ノ入	341番	43	128-1	山林	2,965	その他広 (スギ)	52			集R2-17
123	沼田市下発知町字 宮ノ入	338番	43	132	畑	297	スギ	49			集R2-19
124	沼田市下発知町字 湯ノ上入	401番	43	87	山林	4,714	マツ (スギ・マツ)	49			集R2-21
125	沼田市下発知町字 宮ノ入	312番	43	141-1	山林	1,223	ヒノキ	48			集R2-23

この計画に同意する。

権利の設定を受ける者（丙）

住 所（同上）

利根沼田森林組合 代表理事組合長 外山 京太郎

権利の設定をする市町村（乙）

住 所（同上）

沼田市長 横山 公一

（記載注意）

- （1） この個別事項は、経営管理実施権の設定を受ける者が異なる場合には、別葉とすること。
- （2） （B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。
- （3） 備考欄には、経営管理権集積計画の整理番号を記載すること。
- （4） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定められた経営管理権集積計画に基づく森林の場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付するとともに、備考欄に記載すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- （5） 当該経営管理実施権配分計画の内容に関して丙が乙に提出した企画提案書及び図面を添付すること。

## 2 共通事項

この経営管理実施権配分計画の定めるところにより設定される経営管理実施権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

### (1) 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容

丙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

### (2) 善管注意義務

- ① 丙が経営管理実施権に基づき経営管理を行うに当たっては、善良なる管理者の注意を持って甲の利益に最も適合するように配慮しなければならない。
- ② 甲は、この経営管理実施権配分計画の定める事項について、丙に対して義務の履行を求めることができる。

### (3) 監督義務

乙は、丙に対して当該森林の経営管理の状況等について報告を年1回徴収することで、当該森林において経営管理が行われるよう努めなければならない。

### (4) 報告義務

丙は、乙に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回報告しなければならない。

### (5) 経営管理実施権の対象とする森林

当該森林にある立木は、甲に帰属する。

### (6) 経営管理実施権及び経営管理受益権の設定

この経営管理実施権配分計画の公告により、丙に経営管理実施権が、甲及び乙に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

丙に設定された経営管理実施権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

### (7) 経営管理実施権の設定等の条件

- ① 乙は、当該森林に係る経営管理権集積計画を取り消す場合にはあらかじめ丙に通知するものとし、当該経営管理権集積計画を取り消した場合は、当該経営管理実施権配分計画を取り消すものとする。
- ② 乙は、丙が次のいずれかに該当する場合には、経営管理実施権配分計画のうち丙に係る部分を取り消すことができる。
  - ア 偽りその他不正な手段により乙に経営管理実施権配分計画を定めさせたことが判明した場合
  - イ 森林経営管理法第36条第2項各号に掲げる要件を欠くに至ったと認める場合
  - ウ 当該森林について経営管理を行っていないと認める場合
  - エ 経営管理実施権配分計画に基づき支払われるべき金銭の支払又はこれに代わる供託をしない場合
  - オ 正当な理由がなくて（4）の報告をしない場合
- ③ 乙は、災害その他の事由により当該森林において、丙が（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難であると認めるときは、気象災等により被害が発生して(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理実施権配分計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ④ 丙は、1の個別事項に定める経営管理実施権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、甲及び乙の同意を得るものとする。
- ⑤ 乙及び丙は、この経営管理実施権配分計画に定めるところにより設定される経営管理実施権に関する事項は変更しないものとする。
- ⑥ 丙は、当該経営管理実施権の全部又は一部について、第三者に移転若しくは設定してはならない。
- ⑦ 丙の権利義務の全部を承継した者は、当該経営管理実施権についても承継するものとし、丙又は当該権利義務の全部を承継した者は、あらかじめ、その旨を甲及び乙に通知するものとする。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、丙が甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 丙は、(1)及び(10)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは丙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された森林作業道その他の施設を使用し、若しくは丙以外の者に使用させることができる。
- ② 丙は、(1)及び(10)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に路網その他の施設を設置し、又は丙以外の者に設置させることができる。この場合において、丙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 丙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(10) 森林保険

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、丙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と丙の協議により定める。
- ② 丙は、丙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は丙がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、丙は当該保険金の請求及び受領を甲から受任するものとし、丙が当該保険金を復旧の用に供するため、当該保険金全額は丙に帰属するものとする。

(11) 災害等による経営管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、丙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 丙は、丙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 丙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、丙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理実施権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

- ① 経営管理実施権の存続期間の満了した場合において、甲乙丙の間で金銭の支払(1の個別事項に定める丙から甲に支払われるべき金銭及び丙が1の個別事項に定める経営管理の内容の全部又は一部を実施していないことにより、丙が甲から預かった金銭のうち甲に返還すべき金銭除く。)は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- ② 経営管理実施権の存続期間の途中において経営管理実施権が消滅した場合において、丙が1の個別事項に定める経営管理の内容の全部又は一部を実施していない場合は、丙は甲に対して、実施していない経営管理によって見込まれた利益に相当する額を支払うものとする。

(14) その他

この経営管理実施権配分計画に定めのない事項及びこの経営管理実施権配分計画に疑義が生じたときは、甲、乙、丙が協議して定める。